

お便り



2025

冬号

消費生活に関するご相談はこちら

- 赤磐市消費生活センター
086-955-4783 月曜日～金曜日 9:00～16:00
- 岡山県消費生活センター
086-226-0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30
- 消費者ホットライン 局番188（イヤヤ！で覚えてください）

冬になると増える消費トラブル！

毎年冬になると、カニやホタテなどの海産物の購入を強引に勧める電話や勝手に商品が送り付けられたといったトラブルが急増します。

地震で被害を受けた水産業者を助けると思ってカニを注文してもらえないか。

以前注文した方に連絡をしています。ホタテを6日後に代引きで送ります。



届いた商品が粗悪品だった。。。



消費生活相談員からのアドバイス

- ・不要である場合には、きっぱりと断りましょう。断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。
- ・事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、**クーリング・オフ**ができます。
- ・相手の説明に不信感や疑問を抱き、対応にお困りのときは、消費生活センターに相談しましょう。



デジタル終活

ってご存じですか？

スマートフォンやパソコン等が普及した現代社会ならではの遺品として「デジタル遺品」があります。

デジタル遺品とは？



明確な定義はありませんが、

- ・ デジタル機器を通して確認できるデータ
- ・ 故人がネット上に保有していた資産のデータ
- ・ インターネットで契約したサービスのアカウントなどを含めてそう呼ばれています。

デジタル遺品に係る相談事例

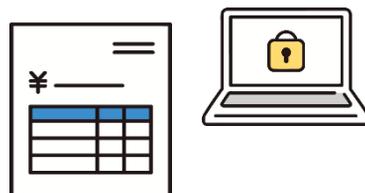
ケース1

故人が利用していたネット銀行の手続きをしたくてもスマホが開けず、ネット銀行の契約先が分からない。



ケース2

故人が契約したインターネットサービスのIDとパスワードが分からないため、請求が止まらずに困っている。



今から考えておきたい「デジタル終活」

家族にトラブルをのこさないための事前対策を紹介します。

- ☆万が一の際に遺族がスマホやパソコンのロック解除ができるようにID、パスワードをメモに残しておきましょう。
- ☆ネット上の資産やインターネットで契約したサービスは、
・ サービス名 ・ ID ・ パスワード を整理しておきましょう。
- ☆エンディングノートの活用も検討しましょう。
- ☆不要なサービスは解約の手続きをしておきましょう。



☆困ったときは、お早めに消費生活センター等にご相談ください☆